

質問に対する回答書

業務名：下関市観光周遊モデルコース誘客促進業務

No.	質問事項	回答内容
1	<p>「ターゲット等の設定」における対象エリアの範囲について、(ア)では「九州エリア」と「関西エリア」が挙げられているが、これら両方のエリアを網羅する提案が必須か。あるいは、(ウ)の規定に基づき、より高い効果が期待できると判断した場合、いずれか一方のエリア(例：九州エリアのみ等)に特化したターゲット設定およびプロモーション案を提示することも可能か。</p>	<p>仕様書にあるとおり、当該業務では「九州エリア」及び「関西エリア」からの誘客促進を考えています。その上で、業務の目的を達成するため、各種データ等に基づき「いずれか一方のエリアに特化したターゲット設定」を提案することは妨げません。</p>
2	<p>「旅行商品の販売」(ア)「OTAなどの活用」の定義について、本業務における販路整備として、必ずしも外部OTA(楽天・じゃらん等)の活用を必須とするものではなく、受託者が自社で運営する「WEB予約サイト」および「独自会員組織」を用いた直接販売での代用は可能か。</p>	<p>「適切な販売目標数」を達成できると判断した販売方法であれば、提案は可能です。</p>
3	<p>「効果検証および分析」(ウ)にある「客観的なデータ」について、受託者が過去に実施した類似の送客実績や、自社で保有する会員基盤の属性データ等を根拠として目標設定を行うことは、本要件を満たすものと解釈してよいか。</p>	<p>仕様書にあるとおり、「客観的なデータ等」として判断されるのであれば、目標設定の根拠としても構いません。</p>